

令和3年度事業計画(案)

発明の奨励、次代を担う青少年の育成、知的財産権制度の普及啓発等を通じ、科学技術の進展と産業経済の発展に資するため、発明奨励振興事業、青少年創造性開発育成事業等の充実強化に努める。

また、政府の知財政策における「第4次産業革命を視野に入れた新しい知財システムの構築」、「グローバル化に対応した知財システムの確立」、「地域・中小企業の知財活動の支援」等の方針を踏まえ、県内中小企業等に対する知財活用支援や普及啓発等を行う。

令和3年度における主な重点事業は次のとおりとする。

1. 第56回山形県発明くふう展

主催：山形県、東根市、一般社団法人山形県発明協会

会場：東根市中央運動公園 体育館 2階アリーナ

会期：令和3年10月23日(土)～10月24日(日) 2日間(1日短縮)

募集期間 令和3年7月1日(木)～9月30日(木)

審査委員会 令和3年10月20日(水) 9:30～15:00

表彰選考委員会 令和3年10月21日(木) 9:30～11:00

表彰式 令和3年10月24日(日) 13:30～15:00

※ 開催市(ローテーション)

東根、米沢、山形、酒田、寒河江、南陽、村山、尾花沢、新庄、長井、鶴岡、上山、天童の順

2. 第18回山形県未来の科学の夢絵画展

主催：一般社団法人山形県発明協会

会場：山形県産業科学館 2階フリースペース(山形市 霞城セントラル内)

会期：令和3年11月30日(火)～12月5日(日) 6日間

募集期間 令和3年7月1日(木)～10月18日(月)

科学部会審査 令和3年11月4日(木)

絵画部会審査 令和3年11月5日(金)

3. 山形県内少年少女発明クラブコンテスト (R2、R3ともコロナ禍により中止)

(令和4年度の開催予定)

主催：一般社団法人山形県発明協会、山形県内少年少女発明クラブ運営協議会

主管：東根少年少女発明クラブ

会場：村山市(予定)

期日：令和4年

種目：「折り紙ヒコーキ」(新種目の予定)

(参考) 山形県内青少年発明クラブ運営協議会への協力

青少年発明クラブ相互の連絡や指導員の資質向上等を目的として年2回開催する山形県内青少年発明クラブ運営協議会の運営に協力する。

第1回 令和3年5月(詳細未定)

第2回 令和4年2月(詳細未定)

4. 創意工夫力向上支援事業(山形県補助事業、2年目)

本県ものづくり産業を支える理系人材の育成確保に向け、子どもたちの創意工夫力向上を目指す青少年発明クラブの活動強化を支援する。

(1) 「発明クラブ活動支援員」(1名)の配置

新たな発明クラブの創設支援、既存の発明クラブ(7)の活動支援

(2) 創意工夫力向上対策

関係機関(教育、商工)による発明クラブ運営への支援体制構築、各種周知啓発

(3) 青少年発明クラブの創作活動支援

各地域発明クラブ(新設クラブを含む)に対する活動経費助成(定額@5万円)

5. 発明奨励・振興事業

(1) 発明表彰

① 全国発明表彰、地方発明表彰等の各種表彰について、会員企業を始めとする県内企業等に対して情報提供を行い、応募を取りまとめ主催者への推薦を行う。

② 東北地方発明表彰式、東北ブロック会議への出席

・東北地方発明表彰選考委員会、ブロック会議

期日：令和3年8月26日(木)

場所：盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡本館」

・東北地方発明表彰式及び祝賀会

(会長等懇談会、表彰式、祝賀会)

期日：令和3年11月19日(金)

場所：盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡本館」

(2) 発明奨励功勞表彰

令和3年度山形県発明協会発明奨励功勞表彰式を開催(総会終了後)し、発明考案の指導・奨励・育成に尽力し功績顕著である者を表彰する。

6. 知財総合支援窓口運營業務

独立行政法人工業所有権情報・研修館(略称「I N P I T」)からの委託事業として、「知財総合支援窓口運營業務」を実施する。(令和2年度からの2年契約)

《主な業務内容》

①知財総合支援窓口

常設の「知財総合支援窓口」を山形市(発明協会内)に開設し、中小企業等(中小企業・ベンチャー企業、個人事業主、創業予定の個人等)からの知的財産に関する相談を受け付け、その課題解決について助言指導を行う。なお、知財の専門家である弁理士を月4回、弁護士を月1回配置する。

②臨時の外部支援窓口

臨時の外部支援窓口を鶴岡・酒田・新庄・米沢及び長井の5市に、年間延べ36回(1会場当たり年6回又は9回)開設し、知的財産に関する相談について指導助言する。各会場には弁理士を配置する。

③中小企業等への個別支援

相談支援については、知財支援アドバイザー5名が、知財総合支援窓口、外部支援窓口又は相談者への直接訪問により、中小企業等への個別支援を行うものとし、中小企業等の実情に応じて、知財専門家の派遣や中小企業支援機関との連携による支援を行う。

④公的機関及び関係支援機関等との連携強化

県、商工会議所・商工会、企業振興公社、金融機関等の中小企業支援機関による連携会議や金融専門部会・経営指導員専門部会を開催するほか、中小企業等の経営相談窓口「山形県よろず支援拠点」との定例会を年2回以上開催するなど、知的財産活用に係る連携強化を図る。

⑤知的財産活用にかかる周知活動

知財活用の重要性等にかかる「気づき」を醸成し、知的財産を活用する中小企業等の裾野拡大を図るため、ホームページ、リーフレット等による周知広報や知財経営セミナー・知財金融セミナー等を開催するほか、中小企業等への個別訪問による周知活動を実施する。